

第2号議案 兵庫県医師国民健康保険組合規約の一部改正

(現 行)

第3章 保 険 給 付

(療養給付の範囲)

第15条 療養の給付の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 診察（往診及び処方箋の交付を含む）
  - (2) 薬剤、又は治療材料の支給
  - (3) 処置、手術、その他の治療
  - (4) 病院、又は診療所への収容
- 2 組合は、自家診療については給付を行わない。なお、自家診療の範囲については、次の各号により取扱うほか、具体的な事項は、組合保険給付規程の規定による。
- (1) 組合員の管理または開設する保険医療機関で行う組合員及び配偶者並びにその家族の診療。
  - (2) 勤務組合員の所属する保険医療機関で行う勤務組合員及び配偶者並びにその家族の診療。
  - (3) 組合員の所属する保険医療機関で行う准組合員及び配偶者並びにその家族の診療。
  - (4) 組合員と一親等以内の関係にある保険医療機関（歯科、薬局を含む）で行う組合員及び配偶者並びにその家族の診療。
  - (5) 組合員と一親等以内の関係にある保険医療機関（歯科、薬局を含む）で行う勤務組合員及び配偶者並びにその家族の診療。
  - (6) 組合員と一親等以内の関係にある保険医療機関（歯科、薬局を含む）で行う准組合員及び配偶者並びにその家族の診

(改 正)

第3章 保 険 給 付

(療養給付の範囲)

第15条 略

- (1) 略
  - (2) 略
  - (3) 略
  - (4) 略
- 2 略
- (1) 略
  - (2) 略
  - (3) 略
  - (4) 略
  - (5) 略
  - (6) 略

療。

(7) 組合員と一親等以内の関係にある被保険者にかかる者の診療。

(7) 略

(8) 組合員及び配偶者又は組合員と一親等以内の関係にある者が他府県で管理または開設する保険医療機関（歯科、薬局を含む）において行う当該組合員及びその組合員に所属する被保険者にかかる者の給付は、自家診療として給付しない。

(8) 略

(9) 交換診療と認められるものは、自家診療に準じ給付しない。

(9) 略

(10) 前各号に規定する自家診療の他、疑義のある給付については、理事会の審議を経て、規制基準に該当すると認定されるものは、自家診療に準じ給付しない。

(10) 略

(11) 前各号については、自由診療を妨げるものではない。

3 処方せん交付による調剤の給付についても、給付方法は異なるが、前各号に該当する自家診療に伴う処方せん交付により受ける調剤の給付は全て自家診療として給付しない。

3 略

第15条の2 前条の規定は、柔道整復・あんま・マッサージ・はり・灸についても準用する。

付則 この規約は平成24年8月1日から施行する。